政　令

放送法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十七号

放送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「以下この条」を「第四号及び次項」に、「」又は」を「」」に、「」に対し」を「」又は認定放送持株会社に対し」に改め、同項第三号中「ニに」を「へに」に、「、イに」を「イに」に改め、「事項を」の下に「除き、特定地上基幹放送事業者にあつてはハ及びニに掲げる事項を」を加え、ニをヘとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ　法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項

ニ　法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送事業者にあつては、同号イからハまでに掲げる者）がその議決権に占める割合に関する事項

第八条第一項第四号ホ中「前号ニ」を「前号ヘ」に改め、同項に次の一号を加える。

八　認定放送持株会社　法第百五十九条第二項第五号イ(1)又は(2)に掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項及び同号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者がその議決権に占める割合に関する事項

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○総務省令第百五号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の四の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十日

総務大臣　金子　恭之

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第二十三条の四ただし書に規定する総務省令で定める金額等） **第二条の四の十七**　令第二十三条の四ただし書に規定する総務省令で定める金額は、一万二千円（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者が負担する保険料に相当する金額が一万二千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。）とする。 ［2～6　略］	（令第二十三条の四ただし書に規定する総務省令で定める金額等） **第二条の四の十七**　令第二十三条の四ただし書に規定する総務省令で定める金額は、一万六千円（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者が負担する保険料に相当する金額が一万六千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。）とする。 ［2～6　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前の出産に係る地方公務員等共済組合法施行規則第二条の四の十七第一項に規定する金額については、なお従前の例による。

○総務省令第百六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十日

総務大臣　金子　恭之

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計監査報告の作成） **第七条の三**　［略］ ［2　略］ 3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 ［一　略］	（会計監査報告の作成） **第七条の三**　［同上］ ［2　同上］ 3　［同上］ ［一　同上］